

クラレスポーツプラザ宝塚《細 則》

(入会金)

第1条 会則第5条・第6条における入会金は以下の通りといたします。

(消費税 10%・税込金額)

会 員 種 別	入 会 金	
テ ニ ス	正 会 員	3,300円
	家 族 会 員	3,300円
	平 日 会 員	3,300円
フ ィ ッ ト ネ ス	正 会 員	3,300円
	家 族 会 員	3,300円
	平 日 会 員	3,300円
	ビ ジ ネ ス 会 員	3,300円
	学 生 会 員	3,300円

(月会費等)

第2条 本クラブ施設の利用は、以下の会員料金をお支払いいただきます。

1. 会費は、原則口座振替による月払いとさせていただきます。(消費税 10%・税込金額)

会 員 種 類	月 会 費	
総 合 利 用	正 会 員	15,785円
	家 族 会 員	9,658円
テ ニ ス	正 会 員	12,870円
	家 族 会 員	10,560円
	平 日 会 員	9,900円
フ ィ ッ ト ネ ス	正 会 員	12,870円
	家 族 会 員	10,560円
	平 日 会 員	9,900円
	ビ ジ ネ ス 会 員	9,900円
	学 生 会 員	3,960円

※2024年現在、総合利用の正会員・家族会員は、現在募集をしていません。

会員種別	コース種別	月会費	利用内容
保護者 会員	A	5,830円	月曜日～水曜日・金曜日～土曜日 (日曜・祝日は利用不可) 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30)
	B	3,960円	月4回利用 月曜日～水曜日・金曜日～土曜日 (日曜・祝日は利用不可) 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30)

	C	6,930円	土曜日・日曜日・祝日のみ利用 土曜日 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30) 日曜・祝日 9:30～19:00(最終チェックイン 18:30)
--	---	--------	--

2. ジュニアスイミングスクール在籍者の保護者の方(祖父母不可) (消費税 10%・税込金額)

(各レッスン等)

第3条 水泳個人レッスン、テニス個人レッスン・フィットネス有料レッスンについては、別に定める利用料金を、利用の都度本細則第4条記載の方法にてお支払いいただきます。

(入会金・会費・その他の支払方法)

第4条 会員は、入会費・会費・その他の支払について、以下の支払方法によりお支払い手続きをお願いします。

1. 入会金の支払方法について

① 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

2. 各会費の支払方法について

① 口座振替によるお支払いについて

前月27日に本クラブ指定金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。

振替指定口座；ゆうちょ銀行・三菱UFJ銀行

② 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

3. その他(物販購入・施設使用料など)の支払について

① 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

4. お支払い遅延について

・入会金および会費・その他について、前月末までにお支払いをお願いします。前月末までに入金確認が出来ない会員様に対し、お支払いの案内・支払い請求・督促をお送りさせていただきます。また入金未確認会員様に対して、各督促管理手数料各550円/回(消費税10%・税込金額)を請求させていただきます。

・会費その他を3ヶ月以上滞納した場合は、会則第10条4項記載により除名とさせていただきます。

(施設利用範囲)

第5条 会員は、会員種類に応じてクラブ施設をご利用になれますが、施設によって予め予約を必要とするか又は利用時間帯を制限する場合がございます。

総 合	本クラブ全施設
テ ニ ス	テニスコート
フィットネス	ジム・スタジオ・プール・プールサイド・ジャグジー
全会員共通	ロッカー・風呂・サウナ・ジャワー・ラウンジ

会員がその施設利用範囲をこえて施設をご利用になりたい場合は、本細則第7条のビジター料金をお支払いいただきます。

(施設利用料金)

第6条 本クラブ施設の利用は、以下の施設利用料金をお支払いいただきます。

1. 総合利用会員・テニス会員のテニスコート利用料は次の通りとし、利用の都度本細則第4条記載の方法にてお支払いいただきます。 (消費税 10%・税込金額)

テニス会員	1回1名297円
-------	----------

2. フィットネス会員について、本細則第5条における利用範囲での施設の利用料は、徴収いたしません。

(ビジター)

第7条 ビジターは、以下の規定にて当施設をご利用できるものとする。

1. テニスビジター：当施設の各会員の同伴で、1名に限り利用して頂けます。なおテニスビジターは、テニスコート、風呂が利用頂けます。フィットネス施設は利用できません。
 - ① 混雑時にはテニスコートの利用をお断りする場合があります。
 - ② テニスビジターのご利用は、月2回までとします。
2. フィットネスビジター；フィットネス施設のプール、プールサイド、ジャグジー、ジム、スタジオ、風呂が利用頂けます。なおテニスコートの利用はできません。
3. テニス及びフィットネスのビジター料金は、次のとおり利用料を、現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

(消費税 10%・税込金額)

テニス・フィットネスビジター利用料金	
平日	2,200円
土・日・祝	2,750円

4. 16歳未満の方の利用について、当施設の各会員の同伴で、テニスコートのみご利用に限りします。

(休館日)

第8条 当クラブの定休日は、毎週木曜日と夏期3日間と冬期4日間といたします。その他の休業に関しては、会則第13条によるものといたします。

(営業時間)

第9条 当クラブの営業時間は次の通りといたします。

フィットネス	平日・土	午前9時30分～午後9時
	日・祝	午前9時30分～午後7時
テニスコート	平日	午前9時30分～日没まで
	土・日・祝	午前8時30分～日没まで

フィットネス最終チェックイン

平日・土曜日 午後8時30分

日曜日・祝日 午後6時30分

ただし一部の施設によっては、営業時間の異なる場合があります。

(会員種別の変更)

第10条 フィットネス会員・テニス会員が会員種別の変更を希望される場合、変更手数料として一律1,100円(消費税10%・税込金額)と会費の差額をお支払いいただきます。
総合利用会員がテニス会員・フィットネス会員への種別変更はできますが、テニス会員・フィットネス会員が総合利用会員への種別変更はできません。
家族会員はその主たるテニス会員が会員資格の喪失・休会となった場合は自動的に会員資格を失います。

(届け出事項)

第11条 会員は、住所または連絡先など入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかに届出ることとします。各会員様は、自宅以外に緊急の連絡先(ご親戚、ご友人等)をお届け願います。

(料金の変更等)

第12条 入会金・保証金・月会費・利用料その他諸料金は、物価・経済情勢の変動、及び会社の都合により変更する場合があります。

(改正)

第13条 本細則の改正、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものといたします。

2024年4月1日改訂